

○財務省告示第三百五十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十四年十月二十五日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十四年十一月六日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号	二 発行の根拠 法律及びその 条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（十年）（第二百九十一回、第二百九十三回及び第二百九十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十二回及び第七十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定	振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で二千九百九十五億円	三千百六十八億三千七百二十万七千円（別表のとおり）

八 最低額面金  
 九 振替単位  
 十 発行価格  
 十一 発行日  
 十二 利率  
 十三 経過利息の払込み

五万円  
 振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものと  
 する。平成十四年十月二十五日  
 平成二十年十月二十五日  
 発行対象国債ごと、金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{100}{100} \times \text{残存年数}$$

(第十七号に規定する利回り+募入利回り格差) × 残存年数

(一) 別表のとおり)  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額を加えた額の払込  
 式により算出した金額とする。  
 期日により払い込むものとす

各発行対象国債の額面金の利率の  
 総額 × 100 × 各発行対象国債の  
 額 / 100 × 各発行対象国債の第  
 十期 / 支規数 × 日 / 回数 / 365  
 (。)

(二)  
 発行時に、おいて、その利子  
 に係る所得税が、源泉徴収され  
 るものとして、振替口座簿の中  
 の口座記載は、前記(一)の算式  
 のよりに算出した金額から、該  
 金額に、当該

十 十 十 十  
 九 八 七 六 五  
 者 入 払 元 利 象 各 準 入 償 償  
 札 場 利 回 国 発 と 札 還 還  
 参 所 金 り 債 行 す の 金 期  
 加 支 の 対 る 基 額 限

十  
 四  
 利  
 子

財 日 の さ 債 日 平 額 ( 別  
 務 本 単 利 た 店 本 成 面 金 表 の と お り )  
 大 銀 利 各 頭 証 二 十 額 の  
 臣 行 利 回 行 買 業 協 年 十 円  
 か 回 り 行 参 協 年 十 円  
 ら 行 対 考 会 が 月 つ  
 通 象 統 計 発 表 し た 日  
 知 を 国 債 の 平 均 値  
 を 受 け た 者

$$\frac{\text{各 年 度 償 還 金 額}}{\text{償 還 金 額}} \times 100 \times \frac{1}{2}$$

同 日 日 う 算 と 発 第  
 じ に に 。 式 し 行 十 控 得 は 出 に 住 時 額 は 月 支  
 。 支 当 た だ よ 各 象 に 号 除 税 外 し は 者 に ( 〃 ) 三 払  
 。 払 る し り 支 国 規 定 す る が 乗 じ た 金 額 ) を 所  
 ( 償 還 期 限 に つ い て 業

二十 払込期日 平成二十四年十月二十五日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十一年) (第一回)	一・三%	平成二十三年十月二十日	二十六億八千四百
利付国庫債券 (第十一年) (第三回)	一・八%	平成二十三年十月二十日	百十億
利付国庫債券 (第十一年) (第五回)	一・五%	平成二十三年十月二十日	十五億
利付国庫債券 (第十一年) (第六回)	〇・八%	平成二十三年十月二十日	五億
利付国庫債券 (第十一年) (第七回)	一・九%	平成二十三年十月二十七日	十九億